

第8期関市障がい福祉計画及び第4期関市障がい児福祉計画策定業務委託仕様書

1. 業務の名称

第8期関市障がい福祉計画及び第4期関市障がい児福祉計画策定業務

2. 業務の委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 業務の目的

本業務は、現行の「第7期関市障がい福祉計画及び第3期関市障がい児福祉計画」の進捗状況と達成度を把握するために、障がい福祉に関する基礎調査を実施し、報告書を作成し、公表する。

それらを踏まえ、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が地域で自立した生活を送るために、障がい福祉サービスの必要量の推計、障がい福祉サービスの提供体制の確保、その他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、第8期関市障がい福祉計画及び第4期関市障がい児福祉計画の策定の支援をすることを目的とする。

4. 業務の内容

（1）基礎データの分析業務

ア 障がい者福祉施策等の現状と課題の整理を行い、計画策定の基礎資料とするため、既存資料（統計資料、行政資料等）を整理分析する。

イ 統計的把握

ウ 上位計画及び関連計画の動向調査

エ 国、県、広域圏計画との整合性の吟味

オ 市施策の実態把握

カ 基礎データ等の分析による地域の現状特性及び障がい者等を取り巻く動向の把握

キ 対象者へのアンケート調査の実施・集計・分析

（2）障がい者関連サービスや施策の検証業務

障がい者の自立や社会参加の支援のために、本市で実施している障がい者関連の各種サービスや施策について、検証及び新しい法律等の施行に伴う障がい者施策の方向性を踏まえながら、本市における今後の施策課題を検討する。

（3）サービス必要量の推計業務

計画期間中の各年度におけるサービス必要量を算定し、サービス目標事業量（種類ごとの見込み量）を算定する。また、サービス提供体制の確保策（種類ごとの見込み量の確保策）についても提案する。

(4) 会議等の補助

- ア 資料作成
- イ 出席及びサポート（会議の開催は2回程度を予定）
- ウ 会議録の作成

(5) 意見聴取

現行計画の検討及び新計画の策定に当たって庁内関係各課、関係団体、市民活動組織等を対象に行うヒアリング調査及びパブリックコメント手続の支援を行う。

(6) 計画書の作成等

基礎調査の分析をもとに、本市の状況を的確にとらえるとともに、国、県の動向や関連計画との整合性を図りながら、次のとおり本市の地域性が反映された計画を作成する。作成に当たっては、特に、国の障がい者施策、岐阜県障がい者総合支援プラン、関市総合計画、関市地域福祉計画その他関連計画との調整を行い、これらと整合性を保つものとする。

- ア 基礎データの分析結果等を踏まえた課題の抽出
- イ 施策体系ごとの具体的方策の検討
- ウ 計画素案の作成
- エ 障がい福祉サービス見込み量の設定
- オ パブリックコメント実施支援
- カ 計画内容の全体調整と計画案としての取りまとめ

(7) 打合せ

計画の進行は、十分に事務局と調整を図りながら行うものとするため、回数は定めない。市が要請した時には担当研究員が必ず来庁し、打合せ、協議を行うものとする。

5. 成果品の納品

策定業務が完了したときは、成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

策定業務期間中において発注者の指示があった場合は、成果品は部分提出するものとする。

成果品の著作権については、発注者に帰属するものとする。

納品する成果品の概要は、次のとおりとする。

- ア アンケート調査結果報告書 データ納品
- イ 計画書のワード（Word）又はエクセル（Excel）データ及びPDFを収録したCD-ROM等
- ウ その他発注者が指示する資料

6. 遵守事項

本業務の遂行にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ア 業務において知り得た秘密は、他に漏らさないこと。
- イ 定められた期間に策定業務が完了するように作業の円滑化につとめること。
- ウ 策定業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い策定の意図、目的を十分理解

したうえで、最高の技術を発揮できるよう努めること。

- エ 業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させてはならないこと。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
- オ 本業務を適性かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡を取り策定業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度記録し相互に確認すること。
- カ 本業務の着手時及び作業の区切りにおいて、発注者と打ち合わせを行うものとし、受注者はその結果について記録し、発注者に確認すること。
- キ 本業務の遂行に当たり、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、秘密の保持及び情報の管理を適正に行うこと。

7. その他

- ア 本業務完了後、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受注者は、速やかに訂正補足その他の必要な措置を講ずるものとし、その作業に掛かる費用は一切受注者の負担とする。
- イ 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定する。